

山形地方最低賃金審議会

【第3回】

期 日 令和3年8月6日（金）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

令和3年度 山形地方最低賃金審議会（第3回）議事次第

1 開 会

2 議 事

(1) 山形県最低賃金の改正決定について（答申）

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について

(3) その他

3 そ の 他

4 閉 会

資料目次

資料1 特定（産業別）最賃の改正申出関係

1-1 令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

1-2 令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出書

- ① 山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金
- ② 山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ③ 山形県自動車・同附属品製造業最低賃金
- ④ 山形県自動車整備業最低賃金

資料2 2021年度「特定最低賃金」疎明資料解説（連合山形作成）

資料3 要請書

3-1 中央審議会・目安への積極的上積みを求める要請
(2021. 7. 26 山形県労働組合総連合)

3-2 最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充などを求める要請書
(2021. 8. 3 日本共産党山形県委員会、日本共産党山形県議団)

令和3年度 特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況

山形労働局

特定（産業別）最低賃金	申出月日	申出代表者	適用労働者 （人）	合意労働者 （人）	合意労働者 の割合（％）	備 考
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	7月26日	JAM南東北山形県連絡会 会長 金子 浩	2,348	887	37.8%	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	7月26日	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 山形地域協議会 議長 柿崎 隆英	16,216	9,257	57.1%	
自動車・同附属品製造業	7月26日	JAM南東北山形県連絡会 会長 金子 浩	4,910	2,106	42.9%	
自動車整備業	7月26日	自動車総連山形地方協議会 議長 佐藤 篤志	3,236	1,453	44.9%	

（注）適用労働者数は、各産業の令和2年12月1日現在の実質的な労働者数。

（注）合意労働者の割合は、小数点以下第2桁で四捨五入。（申出状況報告に同じ）

資料No.1－1

2021年 7月 26日

山形労働局長
小森 則行 殿

天童市久野本四丁目15-20

やはぎビル

JAM南

会

会長

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業を営む使用者に使用される労働者

887 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県におけるポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改定の決議書



以上

一般産業用機械・装置、真空装置・真空機器製造業

1. それぞれ合意効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における一般産業用機械・装置製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
一般産業用機械・装置製造業 E252, E253, E2596, E2621 の一部、 E2652, E2693 除くもの (E2532 の一部、E2535)	69	2,348人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における一般産業用機械・装置製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	適用労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	8	887人	
個別合意等			
総計	8	887人	

① 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		311人
2		71人
3		78人
4		58人
5		58人
6		20人
7		139人
8		152人
	合計	887人

2. 申出代表者に対する委任書（別紙に添付）

2021年7月26日

山形労働局長
小森則行殿

山形市木の実町12-37 大手門バルズ内
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
山形地域協議会
議長 柿崎隆

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

9,257人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における山形県電気機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申出代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (5) 個々の労働者の合意書



以上

電気機械器具製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における電気機械器具製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	労働者数	備考
電気機械器具製造業 E28, E29, E30、除くもの (E293, E295, E2973 の一部, E299)	324	16,216	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における電気機械器具製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等	18	4,124人	
機関決定	12	4,474人	
個別合意等	4	659人	
総計	34	9,257人	

① 賃金の最低額に関する労使協定の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	適用労働者数
1			151人
2			237人
3			429人
4			281人
5			117人
6			258人
7			348人
8			185人
9			170人
10			175人
11			92人
12			115人
13			317人
14			63人
15			59人
16			310人
17			516
18			301人
	合計		4,124人

- ② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組合員）数
1		118人
2		50人
3		260人
4		76人
5		474人
6		475人
7		250人
8		352人
9		91人
10		571人
11		1,438人
12		319人
13		
14		
15		
16		
	合 計	4,474人

- ③ 改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った労働者数
1		108人
2		90人
3		314人
4		147人
	合 計	659人

2. 申出代表者に対する委任書
(別紙に添付)

2021年7月26日

山形労働局長
小森 則行 殿

天童市外 〇〇-20
やはぎ
J.A.M. 〇〇
会 長

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者
2106 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 労働協約の写し
- (4) 最低賃金改正の必要性の決議書



以上

自動車・同附属品製造業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車・同附属品製造業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備考
自動車・同附属品製造業 E311	106	4,910人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車・同附属品製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約	2	672人	
労使協定等			
機関決定	8	1,434人	
個別合意等			
総計	10	2,106人	

① 賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

	事業所名	組合名	協約適用労働者数	備考
1			504人	
2			168人	
	合計		672人	

② 労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組員）数
1		162人
2		202人
3		189人
4		158人
5		151人
6		298人
7		198人
8		76人
	合計	1,434人

2. 申出代表者に対する委任書

(別紙に添付)

2021年 7月 26日

山形労働局長
小森 則行 殿

宮城県仙台市宮城野区
宮城野センタービル
自動車総連山形地方協議会
議長 佐藤 篤

申 出 書

最低賃金法第15条、第1項の規定により、山形県自動車整備業最低賃金の改正を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

山形県において、自動車整備業を営む使用者に使用される労働者

1,453 人

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

山形県自動車整備業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条、第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

申出産業においては、同種の基幹的労働者について産業別最低賃金の改正を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

5. 添付書類

- (1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者数の概数
- (2) 申請代表者に対する委任書
- (3) 最低賃金改正の必要性の決議書
- (4) 個々の労働者の合意署名



以上

自動車整備業

1. それぞれ合意の効力の及ぶ労働者の範囲とその数、及び当該地域内の同種の労働者の概数

(1) 山形県における自動車整備業の事業所数と労働者の概数

産業分類	事業所数	適用労働者数	備 考
自動車整備業 R89 (I591 の一部、H43 の一部、 H44 の一部)	1, 014	3, 236人	

(2) 合意の効力の及ぶ山形県における自動車整備業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲		備 考
	労働協約等の数	労働者数	
労働協約			
労使協定等			
機関決定	10	1, 359人	
個別合意等	14	94人	
総 計	24	1, 453人	

①労働組合により最低賃金を改定することが必要であるとの機関決定が、行われている
場合の構成員の内訳

	機関決定を行った労働組合名	その構成員（労働組員）数
1		159人
2		202人
3		111人
4		285人
5		88人
6		68人
7		24人
8		94人
9		187人
10		141人
	合 計	1, 359人

②改定決定に関する申出について書面をもって合意を行った労働者の内訳

	事業所名	合意を行った 労働者数
1		8人
2		2人
3		3人
4		5人
5		3人
6		5人
7		17人
8		6人
9		4人
10		8人
11		20人
12		7人
13		4人
14		2人
	合 計	94人

2. 申出代表者に対する委任書
(別紙に添付)

2021年度「特定最低賃金」疎明資料解説

1. 一般産業用機械製造

(1) 賃金センサスによるデータ

令和元年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

2. 電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具製造業

(1) 申し出労働者間における賃金格差

18歳最低賃金額（企業内最賃）

A社：		(451人)
B社：		(297人)
C社：		(301人)

(2) 賃金センサスによるデータ

令和元年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

3. 自動車整備業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和元年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

R サービス業（他に分類されないサービス業）

4. 自動車・同付属品製造業

(1) 賃金センサスによるデータ

令和元年賃金構造基本統計調査（厚生労働省HPより）

都道府県別第1表 年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額

E 製造業

各企業間における最低賃金の疎明資料

I. 一般産業用機械製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差 (所定内給与額)

山形県 製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100~999人	10~99人
~19歳	178.6	164.1	159.2
(指 数)	100	91.9%	89.1%
20~24歳	195.2	177.9	173.5
(指 数)	100	91.1%	88.9%
25~29歳	231.7	200.2	182.2
(指 数)	100	86.4%	78.6%
30~34歳	230.4	218.3	192.5
(指 数)	100	94.7%	83.6%
35~39歳	239.4	243.8	202.9
(指 数)	100	101.8%	84.8%
40~44歳	266.1	274.6	216.3
(指 数)	100	103.2%	81.3%
45~49歳	288.5	303.1	224
(指 数)	100	105.1%	77.6%
50~54歳	330.1	316.1	258.4
(指 数)	100	95.8%	78.3%
55~59歳	329.2	276.5	243.4
(指 数)	100	84.0%	73.9%
60~64歳	231.6	229.7	206.5
(指 数)	100	99.2%	89.2%
65~69歳	144.5	174.3	190.3
(指 数)	100	121%	131.7%

各企業間における最低賃金の疎明資料

II. 電子部品・デバイス・電子回路製造業

1. 申し出労働者間における賃金格差（時間額）

単位 円

区 分	A 社	B 社	C 社
時 間 額	107.0	102.6	85.0
(指 数)	100	95.9	79.4

2. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

山形県 電子部品・デバイス・電子回路製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100~999人	10~99人
20~24歳	236.7	175.2	—
(指 数)	100	74.0%	—
25~29歳	260.4	184.9	193.9
(指 数)	100	71.0%	74.5%
30~34歳	263.0	213.5	215.4
(指 数)	100	81.2%	81.9%
35~39歳	299	207.4	168.0
(指 数)	100	69.4%	56.2%
40~44歳	314.9	277.4	205
(指 数)	100	88.1%	65.1%
45~49歳	427.8	319.5	241.5
(指 数)	100	74.7%	56.5%
50~54歳	417.1	294.3	253.9
(指 数)	100	70.6%	60.9%
55~59歳	358.6	359.6	282.5
(指 数)	100	100.3%	78.8%
60~64歳	201.8	345.2	228.3
(指 数)	100	171.1%	113.1%
65~69歳	221.9	171.9	—
(指 数)	100	77%	—

各企業間における最低賃金の疎明資料

Ⅲ. 自動車整備業

1. 賃金センサスによる規模間格差（所定内給与額）

サービス業（他に分類されないもの） 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100～999人	10～99人
～19歳	164.3	156.2	173.3
(指 数)	100	95.1%	105.5%
20～24歳	185.2	170.6	187.1
(指 数)	100	92.1%	101.0%
25～29歳	224.7	178.4	206.9
(指 数)	100	79.4%	92.1%
30～34歳	242.8	191	212.1
(指 数)	100	78.7%	87.4%
35～39歳	277	199.2	233.8
(指 数)	100	71.9%	84.4%
40～44歳	259.2	217.9	241.2
(指 数)	100	84.1%	93.1%
45～49歳	254.4	251.6	244.5
(指 数)	100	98.9%	96.1%
50～54歳	292.6	238.7	260.1
(指 数)	100	81.6%	88.9%
55～59歳	287	196.8	240.1
(指 数)	100	68.6%	83.7%
60～64歳	214.6	183.6	203.2
(指 数)	100	85.6%	94.7%
65～69歳	221.9	162.9	179.4
(指 数)	100	73%	80.8%

各企業間における最低賃金の疎明資料

IV. 自動車・同附属品製造業

1. 賃金センサスによる規模間格差 (所定内給与額)

山形県 製造業 男女計

単位1,000円

区 分	1,000人以上	100~999人	10~99人
~19歳	178.6	164.1	159.2
(指 数)	100	91.9%	89.1%
20~24歳	195.2	177.9	173.5
(指 数)	100	91.1%	88.9%
25~29歳	231.7	200.2	182.2
(指 数)	100	86.4%	78.6%
30~34歳	230.4	218.3	192.5
(指 数)	100	94.7%	83.6%
35~39歳	239.4	243.8	202.9
(指 数)	100	101.8%	84.8%
40~44歳	266.1	274.6	216.3
(指 数)	100	103.2%	81.3%
45~49歳	288.5	303.1	224
(指 数)	100	105.1%	77.6%
50~54歳	330.1	316.1	258.4
(指 数)	100	95.8%	78.3%
55~59歳	329.2	276.5	243.4
(指 数)	100	84.0%	73.9%
60~64歳	231.6	229.7	206.5
(指 数)	100	99.2%	89.2%
65~69歳	144.5	174.3	190.3
(指 数)	100	121%	131.7%

山形労働局 局長 小森 則行 殿
山形地方最低賃金審議会 会長 村山 永 殿

2021年7月26日
山形県労働組合総連
議長 勝見 忍

中央審議会・目安への積極的上積みを求める要請

中央最低賃金審議会は2021年度の最低賃金について、全国すべての地域で時給を28円引き上げる目安を答申しました。「コロナ禍の中でこそ大幅引き上げを」と訴えてきた労働者の運動と国民世論の広がり・高まりを反映したものです。

しかし、目安通りの改定が実現しても、山形県は821円にとどまります。私たちが掲げる「ただちに1000円」という要求からは179円の距離を残し、「できるだけ早期に1500円」からはほど遠い到達点です。

さらに、この度はランクごとの目安額は同一とされましたが、山形県と東京都との差は220円と変わらず、依然として地域格差は温存されたままです。格差の是正のためには、全国一律制度への移行は避けて通れません。

大幅引き上げのためには、政府が現行の貧弱な中小企業支援策を改めて、抜本的に拡充することが不可欠です。最賃引き上げのための唯一の制度である業務改善助成金は2020年度3次補正で14億円、21年度は11.9億円だけです。しかも、生産性向上のための設備投資が要件とされるため、多くが赤字経営となっている中小企業において、新規投資が難しい現状では実効性が乏しい制度です。

以上のような考えから、下記事項について要請いたします。審議会等において、真摯な検討を求めます。

なお、私たちは5月より「非正規雇用で働く皆さんのアンケート」に取り組み、最低賃金に対する切実な願いを集約しました。この結果（別添）についても誠意をもって受けとめていただきますよう申し添えます。

記

1. 本県においては目安どおりに引き上げても、十分とはいえません。人間らしくまともな生活を維持し得る最低生計費を重視し、最低賃金はいかにあるべきかとの視点からの審議を強化して下さい。とくに、コロナ禍によって明らかとなった、国民生活に不可欠な役割を果たすエッセンシャルワーカーの労苦に報いるためにも、目安額に対して積極的な上積みを行って下さい。

2. 現状の地域間格差の拡大は、現行ランク制度から生じていることは明白です。このままの状態を放置すれば、本県から都市部への労働力の流出、人口移動は収まることはありません。私たちが全国で取り組んだ最低生計費資産調査では、全国どこでも生計費は時給換算で1500円前後となり、最低賃金で格差を設ける合理的な理由はないことを明らかにしています。そのことから、最低賃金の全国一律化を求めているのです。

審議会においても、格差の問題を素通りすることなく、ランク制度のあり方、格差をどう是正していくかという視点からの検討を行い、必要に応じて厚労省や中央審議会に対し意見を上げて下さい。

3. 現行の業務改善助成金制度は、申請件数もきわめて少なく効果的とは到底いえません。社会保険料等の事業主負担分の軽減や減免など賃上げへのモチベーションが高まる支援制度を検討して下さい。また元請け・下請け間の公正取引ルールを確立して下さい。

審議会においても、とくに使用者側委員は労働者の賃金改善を抑制することで中小企業経営の困難を乗り切ろうとする姿勢を改めて、最低賃金は国の制度である以上、それにとまなう必要な中小企業支援策は国が責任をもって取り組むべきとの観点からの論議を強化して下さい。したがって、審議会として中小企業支援のあり方について積極的に論議を深め、必要に応じて国に対して支援策の拡充を要望・提言して下さい。

以上

2021年8月3日

山形労働局長 様
山形地方最低賃金審議会会長 様

日本共産党山形県委員会
委員長 本間和也
日本共産党山形県議団
団長 渡辺ゆり子
関 徹

最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充などを求める要請書

中央最低賃金審議会小委員会は7月14日、2021年度の最賃改定について、全国すべての地域で時給を28円引き上げる目安をまとめました。目安通りの改定になれば全国加重平均902円から930円に、山形県は793円から821円となります。

すでに、東京都は1013円と1000円を超えていますが、山形県は793円です。その差は平成28年度の215円から令和2年度の220円と拡大をしています。

山形県では「都市と地方の賃金格差が地方の人口流出を招いている」との見解を示しており、格差解消は喫緊の課題です。

また、小中高と3人の子どもをもつひとり親からは、オンライン授業でネット環境を整えるのに不安の声が上がり、パートタイムで学費や生活費をしていくだけで、いっぱいいただとの声も出ています。コロナ禍でこそ大幅な引き上げが求められます。

今後、地方最賃審議会でも審議し、引き上げ額を決定するにあたり、以下の項目を要望いたします。

1. 山形県の最低賃金を1,500円に引き上げること。
2. 審議の透明性・実効性を高め、労働者代表委員は様々な職種や雇用形態の労働者からなる組合等から選出し、女性委員の登用を促進すること。
3. 最低賃金の都道府県格差を解消するため、全国一律最低賃金を政府に提言すること。
4. 最低賃金引き上げによって中小企業が窮地に陥ることがないように、事業所の経営と雇用を維持するために、税金や社会保険料の負担軽減などの支援策を実行するよう政府に要請すること。

以上